

令和4年度（2022年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要項
（趣旨）

第1条 知事は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助金の交付の対象事業は、熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の交付決定日から令和5年（2023年）2月28日までの間に実施する事業で、別表に掲げる事業とする。

2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は別表のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内で交付する。

（1）事業ごとに、別表の補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じる。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（2）（1）により算出された額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付申請書）

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
 - （2）収支予算書（別記第3号様式）
 - （3）その他知事が必要と認める書類
- （交付決定の通知）

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 前項の変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（変更）（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（変更）（別記第3号様式）
- （3）その他知事が必要と認める書類

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別

記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じて別に定める。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書(別記第9号様式)

(2) 収支精算書(別記第3号様式)

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領(平成28年3月24日付け環水大水発第1603242号環境省水・大気環境局長通知)第3に示される別紙様式1から8まで

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年(2023年)3月15日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金概算払(又は前金払)申請書(別記様式第12号)及び補助金概算払(又は前金払)請求書(別記第13号様式)によるものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)5月23日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

事業実施者	事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	変更理由
市町村等	海洋ごみ（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」をいう。ただし、水底土砂は除く。以下同じ。）の回収・処理に係る事業	海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業	事業を行うために必要な以下の経費 報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金並びに公課費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）	7/10 8/10 8.5/10 9/10 9.5/10 定額 (注1)	内容、補助申請額等の変更（ただし、補助申請額の2割以内の変更についてはこの限りでない。）
	海洋ごみの発生抑制対策に係る事業（注3）	海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）			

注1 補助率の適用範囲は次の1から5のとおりとする。

- 1 離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。）は、県の補助率を9/10とする。ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であつて、朝鮮半島からのものと思料されるものであると別に定める手続きにより海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は9.5/10とする。
- 2 上記1以外の地域において、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項、第44条第4項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）は、国の補助率8/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10とする。なお、過疎法付則第5条第1項の規定に基づく特定市町村（同法付則第6条第1項、同法付則第7条第1項及び同法付則第8条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。及び特別特定市町村（同法付則第6条第2項、同法付則第7条第2項及び同法付則第8条第2項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については、経過措置として次の表に掲げる補助率とする。

	令和4年度
特定市町村	8/10 (9/10)
特別特定市町村	8/10 (9/10)

括弧内は、確認漂着木造船等を回収・処理する場合の補助率とする。

3 上記1及び2以外の地域において、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項により規定する半島振興対策実施地域をいう。）及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第2条第6項により規定する指定地域は、県の補助率を8/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は9/10とする。

4 上記1、2及び3以外の地域は、県の補助率を7/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10とする。

5 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等（海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定する「漂流ごみ等」をいう。ただし、水底土砂は除く。）の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、10,000千円を上限として補助対象経費全額を補助する。（それを超える部分は上記1、2、3又は4の補助率とする。）。

注2 事業実施者の事情により上記補助率の範囲内で交付申請を行うことができる。

注3 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業の補助対象経費は、補助対象経費の総額の1割以上となるよう努めるものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付申請書
年度（ 年度）において、熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業を実施した
いので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交
付要項第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式（第3条、第5条関係）

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業

事業計画書（変更）

事業区分		
補助対象事業の名称		
事業の主たる実施場所		
事業の目的・概要		
事業実施の方法・内容		
事業費の算出根拠	総事業費	
	補助率	
	補助金所要額	
	算出根拠	
事業効果の算出根拠	海岸漂着物等の処理量(t/年)	
	雇用効果(人/日)	
事業実施スケジュール		
自治体独自の既存補助制度がある場合その名称（概要のわかる資料を添付すること）		
備考		

別記第3号様式（第3条、第5条、第8条関係）

収支予算書（変更）（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

（注）区分欄の記入方法

- 1 市町村直轄事業の場合、収入の部は自己負担分を含めて記入し、支出の部の区分欄は（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費・・・等）を記入し、計欄は事業費総額とする。
- 2 民間団体等との連携事業の場合の支出の部の区分欄は、〇〇事業委託料等のほか、事務費がある場合は事務費の節区分を記入し、計欄は委託等に要する総額とする。

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度（ 年度）熊本県
海岸漂着物等地域対策推進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定に
より、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、
同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

1

2

3

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令、並びに地域環境保全対策
費等補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱、海岸漂着物地域対策推進事業実
施要領を遵守すること。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金変更交付申請書
年 月 日付け循社第 号で補助金交付決定通知のあった 年度（
年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県
補助金等交付規則第7条及び熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要項第5条
の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
 - ・事業計画書（変更）
 - ・収支予算書（変更）
 - ・その他知事が必要と認める書類

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金変更交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度（ 年度）熊本県
海岸漂着物等地域対策推進事業の変更計画については、熊本県補助金等交付規則第7条第2
項の規定により承認し、下記の条件を付し、 年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等
地域対策推進事業補助金金 円（前回までの交付決定額金
円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第
6条の規定により通知します。

記

補助の条件

1

2

3

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金変更計画承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度（ 年度）熊本県
海岸漂着物等地域対策推進事業の変更計画については、熊本県補助金等交付規則第7条第2
項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定に
より通知します。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金実績報告書
年 月 日付け循社第 号の交付決定通知に基づき、熊本県海岸漂着物等
地域対策推進事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県海岸漂着物等
地域対策推進事業補助金交付要項第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告し
ます。

添付書類

- 1 事業実績書
 - 2 収支精算書
 - 3 海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領（平成28年3月24日付け環水大水発第1
603242号環境省水・大気環境局長通知）第3に示される別紙様式1から8まで
 - 4 その他知事が必要と認める書類
- ・
 - ・
 - ・
 - ・

年度（ 年度） 熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業

事業実績書（変更）

事業区分		
補助対象事業の名称		
事業の主たる実施場所		
事業の目的・概要		
事業実施の方法・内容		
事業費の算出根拠	総事業費	
	補助率	
	補助金所要額	
	算出根拠	
事業効果の算出根拠	海岸漂着物等の処理量(t/年)	
	雇用効果(人/日)	
事業実施スケジュール		
自治体独自の既存補助制度がある場合その名称（概要のわかる資料を添付すること）		
備考		

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名） 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付確定通知書
年 月 日付け循社第 号で交付決定した 年度（ 年度）熊本県海
岸漂着物等地域対策推進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定に
より、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

別記第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

年度 (年度) 熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け循社第 号で確定の通知があった熊本県海岸漂着物等地域
対策推進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条
の規定により請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

(補助事業者) 所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者氏名		電話番号	
担当者氏名		電話番号	

別記第12号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金概算払（前金払）申請書
年 月 日付け循社第 号で補助金等交付決定通知のあった熊本県海岸漂
着物等地域対策推進事業補助金を下記のとおり概算払（前金払）くださるよう、熊本県補助
金等交付規則第16条及び熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要項第10条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金等	概算払受領 済額	今回概算払 (前金払) 申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払（前金払）を必要とする理由

別記第13号様式（第10条関係）

年度（ 年度）熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金概算払（前金払）請求書

年 月 日付け循社第 号で交付決定の通知があった熊本県海岸漂着物等
地域対策推進事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第1
6条及び熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要項第10条の規定により、関係
書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

（補助事業者）所在地

市町村等の名称及びその長の氏名

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者氏名		電話番号	
担当者氏名		電話番号	